

未婚で就労している女性における福祉ニーズに関する調査研究

Survey research on Welfare Needs of Unmarried Working Women

馬橋和恵

北九州市立大学 地域創生学群
『地域創生学研究』 第7号 2024年3月

未婚で就労している女性における福祉ニーズに関する調査研究

Survey research on Welfare Needs of Unmarried Working Women

馬橋 和恵

Kazue UMAHASHI

<要旨>

〈目的〉 未婚で就労している女性における福祉ニーズについて明らかにする

〈方法〉 50歳以降の未婚女性 7名に「独身女性に対する現在の社会保障における①不満
②ニーズ」についてアンケート調査を依頼し、質的帰納的に分析した。

〈結果〉と〈考察〉

【A：介護による自身の経済的困難】では減収を補う〈e：経済的支援〉、【B：親を介護する際の経済的保障の脆弱さ】では、介護保険では補えきれない出費を補う社会保障、〈e：経済的支援〉、〈g：1馬力をフォローする制度〉の整備、【C：介護休暇取得困難】では、看護師の〈a：（親他界者）介護休暇制度の実現〉、〈b：（介護のため）介護休暇以外の休暇の整備〉、【D：（介護と関係なく）自身の健康障害への保障のなさ】では、更年期や社会的孤立を補う〈d：単身者への保障制度の整備〉、【E：産休育休に値する代償を要求】では、〈g：産育休中フォローしたことによる恩恵〉、【F：社会保障を期待しない】、【G：社会保障を当てにしない】では、制度・政策が変わることへの期待をしていないことが明確になった。また、不動産処理や墓じまいなどの知識取得機会の取得ができるよう国に整備をして欲しいというニーズが挙げられた。

<キーワード>

未婚女性、独身女性、社会保障制度、社会支援

1. 研究の背景と目的

1.1 はじめに

女性の大学進学率の上昇、女性の生き方の多様化などによって、生涯未婚の女性が増加している。「日本の世帯数の将来推計」2023年¹⁾によれば、日本全体の未婚者は32,790,076人、生涯未婚率は男性が28.25%、女性が17.85%と年々増加していると述べている。また、1995年から2015年の20年間で、単身女性は2.32倍、単身同居女性は3.33倍で、「親と未婚の子のみ世帯」は1989（平成元）年には11.7%であったのが、2019年

(令和元)年には20.2%になり、30年間で2倍に増加²⁾している。

しかし、既存の福祉政策は介護や育児に対する福祉政策に重点が置かれており、近年では、少子化による「医療費負担」などから、子育てや育児に関する補助金給付が漸増している。これらはいずれも「結婚している」、あるいは「結婚を経験して子どもを養育している」女性に対する社会保障制度、福祉政策である。

多様な女性の生き方について国は掲げる一方で、近年増加傾向にある「未婚で就労している女性」に対しては、就業生活が健康な状態で送れるようフェムテックの部分からの支援³⁾や介護離職せざるを得ない未婚女性に対する経済的支援は見当たらない。「未婚で就労している女性」は就労という形で社会参加をしており、就労をしていることにより経済的自立をしていると認識されるが、そうであるが故に社会保障制度、福祉政策から排除されているのではないかと考える。実際に、「未婚で就労している女性」は従来の家族観や労働者観では認識されない固有の生活問題を抱えている事例は散見される。しかし、「未婚で就労している女性」が抱える社会的脆弱性や担わされる生活問題、そして、それに伴う福祉ニーズについて実証的に明らかにしようとする研究は管見の限り見当たらない。

以上から、本研究において、近年増加傾向にある未婚女性が抱える社会的脆弱性と生活問題、それに伴う福祉ニーズとはどのようなものかを探索的に明らかにすることにより、未婚女性を包摂した福祉政策を構想する上での示唆を得たい。

1.2 研究目的

未婚で就労している女性における社会的排除の実態と福祉ニーズについて明らかにする。

1.3 研究方法

- 1) 研究対象者：50歳以降の未婚女性
- 2) 研究デザイン：自由記述式質問紙によるアンケート調査法
- 3) 研究期間：2023（令和5）年10月30日～2023（令和5）年11月7日
- 4) アンケート設問内容とデータ収集方法

1.4 アンケート設問内容とデータ収集方法

「独身女性に対する現在の社会保障における①不満（表2）、②ニーズ」（表3）について記載して頂き、メールまたは郵送にて回収。

1.5 分析方法

- 1) 記述内容を崩さないように意味ある文節に区切った。
- 2) 意味ある一文節の意味を要約文章化し、意味的要約分析結果としコード化した。
- 3) 意味内容の類似性をもつものをサブカテゴリーとして集めた。

- 4) サブカテゴリー間で類似性を持つものを整理しカテゴリーにした。
- 5) 分析の信頼性を高める為、質的研究の経験者に妥当性を依頼した。

1.6 用語の操作的定義

- 1) 社会保障制度⁴⁾：国が掲げている国民の「安心」や生活の「安定」を支えるセーフティネット。「社会保険」、「社会福祉」、「公的扶助」、「保健医療・公衆衛生」ではまかないきれない、家族の介護などにあたる独身女性に特化した制度（失職や休職に伴う減収、社会的地位を失うこと、健康損失をいう）。
- 2) 社会福祉政策⁵⁾：社会福祉制度（高齢車、障害者、児童福祉の内容：本人への支給、現物現物、金銭的支給のみ、介護者に対する経済的支給なし）

1.7 倫理的配慮

北九州市立大学における「人を対象とする研究に関するガイドライン」に従い、個人が特定できないよう符号化し使用することについて参加者に同意を得た。

2. 研究結果

2.1 アンケート対象者（表 1）

表 1 アンケート対象者一覧

	年齢	兄弟	学歴	職業	親	親の健康	支援制度	社会保障制度不満
A	55	いる	大卒	看護師	両親他界		以前、同居	あり
B	58	いる	高校	看護師	両親他界		単身	あり
C	58	いる	大卒	看護師	両親	通院中	親と同居	あり
D	65	いる	専門	看護師	両親他界		以前、同居	考えたことがない
E	回 答 な し							
F	63	いる	高卒	事務職	母のみ	健康	同居	あり
G	55	いる	大学院	教員	両親他界		以前、同居	あり

研究対象として、職種を問わず、50～60代の未婚女性を対象にアンケートを行った。

2.2 不満 (表2)

表2 独身女性に対する現在の社会保障における①不満

カテゴリー	サブカテゴリー	コード
A: 介護による自身の経済的困難	・ 介護生活による収入減少 ・ 介護費用に自分の貯金を使う	・ 介護費用で自分の貯蓄を使う (4) ・ 介護中の自身の生活維持に自分の貯蓄を使う (4)
B: 親を介護する際の経済的保障の脆弱さ	・ 介護への経済的支援のなさ	・ 介護等への経済的支援はない。(11)
C: 介護休暇取得困難	・ 介護休暇が取得しづらい	・ 介護休暇は取りにくい (3)
	・ 介護休暇は取得できなかった	・ 雰囲気から介護休暇が取得できなかった (3) ・ 介護休暇制度はあっても実質、取得できなかった。(13)
D: 自身の健康障害への保障のなさ	・ 健康を害したときなど、自身への保障がない (休暇、経済面 他)	・ 自身が健康を害したときの経済的支援がない (12) ・ 病気をしたり保障がない (7)
	・ 単身者に対する保障制度がない	・ 単身者に対する保障制度がない (1)
E: 産休育休に値する代償を要求	・ 産休育休を取得せず社会貢献したことに代わる代償を求める	・ 産休育休を取らず社会貢献しているがそれ変わる休暇がない (9) ・ 産休育休を取らず社会貢献しているが金銭的援助がない (10)
F: 社会保障を期待しない	・ 単身者に対する社会保障を当てにもしていなかったため、不満とも感じない	・ あてにもしていなかったため、不満にも感じなかった。(6)
G: 社会保障を当てにしない	・ 単身者に関する社会保障を考えない	・ あまり社会保障について考えたことがなかった (5)
H: 介護への保障のなさ (親・自身)	・ 親の介護になっても保障がない	・ 親の介護になっても保障がない (8)

2.3 ニーズ (表3)

表3 独身女性に対する現在の社会保障における②ニーズ

カテゴリー	サブカテゴリー	コード
a: (親他界者) 介護休暇制度の実現	・ 制度はあるものの介護に休暇は取得できない。	・ (親他界者) 休暇制度があったら良い (取得できなかったことを後悔 (ア-1)) ・ (親他界者) 介護休暇があったら良かった (回顧し後悔) (ア-2)
b: (介護のため) 介護休暇以外の休暇の整備	・ 休暇制度のみ以外の休暇	・ (親の介護があっても仕事は休めないし、介護休暇ももらえず…)
c: 介護者療養休暇制度	・ (親の介護による) 体調不良などの療養休暇	・ 自身が体調を崩したり、病気になった時、療養休暇など保障制度があったら良い (イ)

未婚で就労している女性における福祉ニーズに関する調査研究

D：（今後に向けて）介護休暇が取得しやすくなって欲しい	・介護休暇が取得しやすくなって欲しい	・（今後に向けて）介護休暇が取得しやすくなって欲しい。（オ）
E：単身者への保障制度の整備	・単身者への保障制度	・単身者に対しての保障制度があると良い（ウ）
f：経済的支援	・親を看取るまでの経済的支援 ・自身への経済的支援	・親を1人で看取る又は介護するため、正職員で働けず、パートとなるため、経済的に不安がある。独身者への経済的な支援があるといい。（エ）
g：産育休中フォローしたことによる恩恵	・他者の産育休中しなかったことによる恩恵（旅行、金銭、休暇など）	・産育休のフォローをしているので旅行できる様な休暇が欲しい（カ） ・産育休に匹敵するくらいの休暇（キ）、金銭的支援がほしい（ク）
h：1馬力をフォローする制度	・（介護で）自身が病気になった時の支援の増加	・（親の介護で）自身が病気になった時の支援増、1馬力なので
I：老後に向けた知識機会の提供	・老後における処理に関する相談機会のなさ	・50代から、老後の処理（財産、施設入所、墓じまいなど）について、国的に相談機会を決めてくれるなど（ケ）
	・老後における処理に関する知識取得機会を設けて欲しい	・老後や財産管理など社会資源に関する情報をもっていないので（コ） ・定期的にそれについて相談日など決めるなど法的枠組を整備することにより知識不足が解消できる（サ）

3. 考察

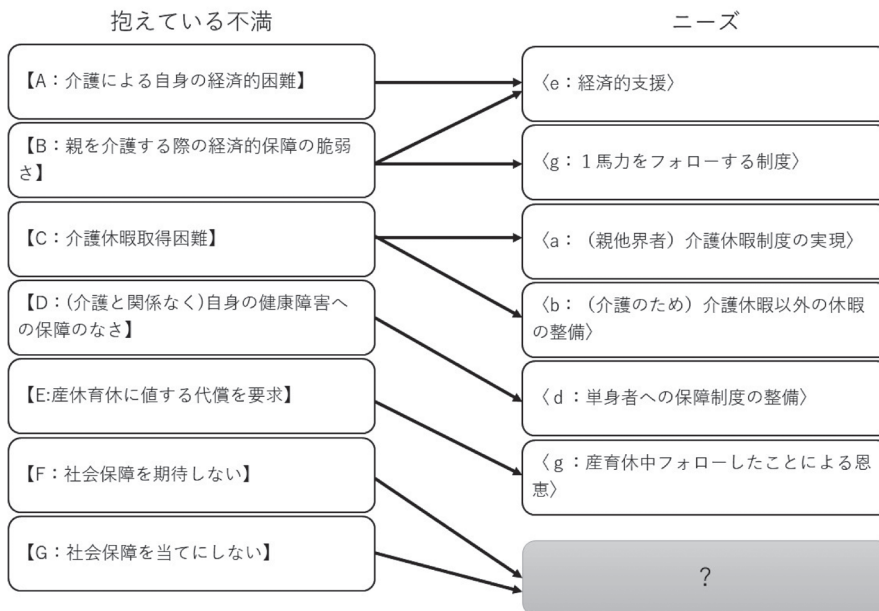


図1 抽出された福祉ニーズと支援・制度

3.1 【A：介護による自身の経済的困難】

親を介護する場合、介護休暇制度を使うと雇用保険から67%⁶⁾の収入は入る。しかし、給与と比較すれば減収となる。自身の生活維持にかかる費用は介護の有無に関係なく支払わなければならない。いずれにせよ、介護によって就労ができなくなっても、月々の自身にかかる費用は発生するなどの経済的負担がある。

今回、6名中5名が有資格者であった。看護師や教員であり、職种的に給与に性差は関係しない職種である。50～60代の看護師の平均給与は44.5万～44.9万⁷⁾となっているが、減収はかつての生活維持や自身の将来に備えとしての貯蓄ができなくなり、年金額にも影響するなど、自身の生活をも脅かすことにもつながる。

以上から、介護による離職から、減収時の経済面を補う〈e:経済的支援〉が必要である。

3.2 【B：親を介護する際の経済的保障の脆弱さ】

データでは、「介護等への経済的支援はない。(11)」ことが挙げられた。要介護者自身は介護保険によるサービスが受けられるものの、そのサービスだけでは経済的負担は補えない。

筆者は親を在宅で介護したが、冬の訪問入浴サービスは部屋から浴室に行くまでのすべての部屋を温めておかなければならず、暖房費が家計を圧迫した。

また、在宅介護は、室温などにも注意が必要であり、光熱費は夏冬を問わず、家計を圧迫した。そのため介護者の貯蓄を切り崩した。介護保険は光熱費の負担はない。

他、家屋改修や福祉用具なども介護保険だけでは補えず、残りの金額を支払うことにもなった。

以上から、介護保険だけでは賄えない出費を補う社会保障、つまり〈e:経済的支援〉が必要である。

また未婚女性一人ということから〈g:1馬力（介護者は自分一人で担っているので）をフォローする制度〉を整備する必要がある。

3.3 【C：介護休暇取得困難】

1991年、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（通称：育児・介護休業法）⁷⁾は、見直しを重ね、令和5年4月1日施行された。「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」になり、男性が育休を取得できるようになるなど、育児についての改正点は多い。しかし、介護に関する改正点は希薄である。

93日間の介護休暇と、雇用保険の被保険者で、一定の要件を満たせば休業開始時賃金月額⁸⁾の67%の介護休業給付金が支給される。

しかし、本研究対象者2名（既に両親が他界）は介護休暇が取得できなかった。産休育休を例にした場合、育休期間は本人申請により短縮することもあるが、母体への影響があ

る産休期間については全く取得できなかったという事例はないものの、介護休暇の取得はできていなかったのである。

また、通院中の親を抱える看護師1名も介護休暇の取得しづらさを挙げていた。

2021年看護職員実態調査⁹⁾における「介護による所定労働時間短縮措置の利用状況および利用希望」において、現在、「介護をしている」人に、労働時間の短縮等の措置の利用の有無を尋ねたところ、いずれも「無」が最も多く9割以上となっていた。

医療従事者の勤務環境改善について、国民白書令和5年¹⁰⁾、「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」(平成26年厚生労働省告示第376号)では、各都道府県においては医療勤務環境改善支援センターの運営等の取組みが進められていると述べているものの、今までの状況から考えると勤務状況の改善はまだ時間を要すると言える。

全産業に占める医療・福祉の就業者の割合についても、2002年段階では7.5% (約13人に1人) だったが、2019年には12.5%にまで増え、約8人に1人が医療福祉分野で働いている¹⁰⁾ものの、前述した2021年の介護休暇取得状況はまだまだ、改善されていない。

普段、患者さんを看護している自分達が、親のための介護休暇も取得できない看護師の労働環境の悪さが明確になった。

以上から、〈a: (親他界者) 介護休暇制度の実現〉がニーズとして望まれる。

3.3.1 介護による所定労働時間短縮措置の利用状況⁹⁾

表4 介護による所定労働時間短縮措置の利用状況

【介護を「現在している」と回答した人対象】	(上段：実数、下段：%)			
	計	有	無	無回答
短時間勤務	374 (100.0)	22 (5.9)	342 (91.4)	10 (2.7)
フレックスタイム制	374 (100.0)	10 (2.7)	352 (94.1)	12 (3.2)
始業時間・就業時間の変更 (繰り上げ・繰り下げ)	374 (100.0)	28 (7.5)	337 (90.1)	9 (2.4)
職員が介護サービスを利用した場合の費用補助	374 (100.0)	9 (2.4)	354 (94.7)	11 (2.9)

※上記措置のうち1つ以上設けることは、育児・介護休業法に基づく事業主の義務

※短時間勤務は、1日または1週または1月あたりの所定労働時間や労働日数を短くする制度

引用) 2021年 看護職員実態調査より転載。

表4において、労働時間短縮や費用補助を受けられたのは、約1割であり、そのような中で就労をしながら、介護を行っていることが分かる。

看護職は他業種と比較し、職業柄、患者家族が抱える介護問題に遭遇しやすい。それ故、就労しながら介護する家族の負担や問題も把握している。

【介護を「現在している】】看護師が、介護のための勤務時間調整も認められず、経済的支援もない状態である。就労と介護を両立させるならば、外部へ介護委託するなど、自

分達が経済的負担も行わなければならない。

人手不足と言われる医療・福祉の現場がこのようでは雇用の定着は臨めず、人手不足の悪循環を繰り返すばかりである。

以上から、それらを視野に入れた医療者雇用や国策が臨まれる。

3.3.2 介護による所定労働時間短縮措置の利用希望⁹⁾

介護休暇とは別に、書類作成や介護認定などに使うための時間確保として、有給休暇の取得日数増加などのニーズ〈b:(介護のため)介護休暇以外の休暇の整備〉も必要であり、実際に取得可能になるような整備が必要である。

表 5 介護による所定労働時間短縮措置の利用希望

【各措置を利用したことがない人対象】 (上段:実数、下段:%)

	計	利用したい	利用したくない	わからない	無回答
短時間勤務	342 (100.0)	187 (54.7)	36 (10.5)	105 (30.7)	14 (4.1)
フレックスタイム制	352 (100.0)	198 (56.3)	31 (8.8)	106 (30.1)	17 (4.8)
始業時間・就業時間の変更(繰り上げ・繰り下げ)	337 (100.0)	200 (59.3)	26 (7.7)	96 (28.5)	15 (4.5)
職員が介護サービスを利用した場合の費用補助	354 (100.0)	243 (68.6)	11 (3.1)	87 (24.6)	13 (3.7)

引用) 2021年 看護職員実態調査より転載。

筆者は親を介護するにあたり、医師、看護師、ケアマネージャー、社会福祉士などのメンバーによる退院調整会議や家屋改修、デイサービスの見学などから有休を消化していった。

表5は「各措置を利用したことがない人を対象」としているものの、短時間勤務、フレックスタイム制、始業時間・就業時間の変更を「利用したい」と希望している人は約60%、「わからない」の約30%である。また、介護サービスの費用補助についても、「利用したい」では約70%、「わからない」は約30%弱である。

高齢者の増加等から、2021年の8人に1人以上に、医療・福祉職が必要とされ、増加すると推察すると、上述同様、人手不足を軽減できる医療者雇用対策が臨まれる。

3.4 【D:自身の健康障害への保障のなさ】

今回のように未婚女性が50代以降である場合、親の年齢は80～90代と予測される。

「自身」が病気になった場合、親に介護は頼めない。経済面や親を介護してくれる社会資源と、自身の身の回りを支えてくれるサポートなど、社会整備が必要である。

以上から、〈d：単身者への保障制度の整備〉が望まれる。

3.5 【E：産休育休に値する代償を要求】

鶴見¹²⁾は既婚女性のように頼るべき配偶者が存在しないため「自立した」女性という意味合いと、従来の男性労働者像とは異なる新たな存在を表す造語として未婚女性を、「I-new」(Independent non-married and (self-) employed women)と定義している。

その中で、「未婚であること」が少子化や人口減少を促進させ、社会問題とされたことを指摘している。しかし、1986年に施行された男女雇用機会均等法¹³⁾により、仕事と育児を両立している社員がいた場合、I-newがその仕事を穴埋めを担っていると述べている。つまり、I-newは出産しないものの、社会貢献をしているのである。

制度の有無という例として児童扶養手当制度¹⁴⁾も、平成22年8月まで父子家庭には制度化されておらず、母子家庭のみであった。これを参考に考えると、子どもを産む女性に、母子保護の視点から産休育休があるならば、永年、産休育休を取得せず就労し、社会貢献している未婚女性には慰労という形で特別休暇など、何らかの制度が整備されても良いのではないかと考える。

以上から、〈g：産育休中フォローしたことによる恩恵〉を求めるニーズが抽出されたと言える。

3.6 【F：社会保障を期待しない】、【G：社会保障を当てにしない】

上述同様、児童扶養手当が平成22年8月まで制度化されなかったように、国策、制度が整備されるのは容易ではないと、予め、納得して生きてきたと考える。

本研究で扱った問題は厚生労働省の施策¹⁵⁾「福祉・介護」、「健康・医療」の分野に該当する問題でもあるが、介護者の将来を考えるならば「雇用・労働」、「年金」の分野までも波及する重要な問題である。そして、今までの施策は国民の声をどの程度、反映してきたのか。介護保険の導入は大きな施策であり、介護による負担を軽減させたものの、その程度はどのくらいなのか。国は、「高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い保健医療・福祉サービスの確保、将来にわたって安定した介護保険制度の確立などに取り組む」と「福祉・介護」における施策で謳っている。

また、「少子高齢化社会が進む中での戦略的な労働政策、雇用情勢に応じた機動的な対策などを実施し、労使関係の安定に努めている」と「雇用・労働」の施策で謳っている。

本研究において6名中4名が看護師であったが、短時間労働や介護サービスの費用負担など希望が叶わない状況下で就労していることから、上述の施策は就労している看護師にとっては「絵に描いた餅」と言って良いほど、現実離れたものである。

筆者は、医療・福祉に従事する人の増加に対し施策が追い付いていない現状から、今後においても【F：社会保障を期待しない】、【G：社会保障を当てにしない】という不満は

減少されないと思う。

なぜならば、我々がどの程度、国に声をあげてきたのか、そして、選挙投票など政治に参加してきたのかどうかである。日本は諸外国と比較し、若者の選挙投票率が低く、「国民の声が届かない政治」と囁かれ、選挙投票に行かないこともその一因なのではなかろうか。

2016年、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられた¹⁶⁾。しかし、「政治を変える」主権者であるということへの教育はどのようにになっているのであろうか。

今後において、自分たちが将来、生きやすい社会を作るには政治参加、つまり、主権者意識をもち、選挙投票に行くよう教育面から指導すれば、少なからずとも【F：社会保障を期待しない】、【G：社会保障を当てにしない】という不安は減少していくのではないかなと言える。

そして、我々にできることと言えば、選挙投票に行くことによって政治・施策が変わることを願い、次世代にも選挙投票行くよう啓蒙活動をしていくことが重要である。

以上、不満【F：社会保障を期待しない】、【G：社会保障を当てにしない】に対するニーズが抽出されなかったことは、社会保障の施策の背後に何があるかを考える機会となったと言える。

3.7 その他

不満には挙がらなかったものの、ニーズとして3つのデータが挙がっていた。1として、「50代から、老後の処理（財産、施設入所、墓じまいなど）について、国的に相談機会を決めてくれるなど（ケ）や、2「老後や財産管理など社会資源に関する情報をもっていないので（コ）、3. 定期的にそれについて相談日など決めるなど法的枠組を整備することにより知識不足が解消できる（サ）」が挙がった。

平成28年 国民労働白書¹⁷⁾によれば、40歳以上の男女の老後の不安として「健康上の問題（73.6%）」が最も多く、次いで「経済上の問題（60.9%）」、「生きがいの問題（23.1%）」、「住まい・生活上の問題（17.6%）」、「家族や地域とのつながりの問題（10.8%）」となっており、住まいなど不動産に関する問題は下位になっていた。

高齢期の生活したい場所として、「自宅」が最も多く、72.2%であった、女性は「家族に依存せず生活ができるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい（43.0%）」の割合が高く、最期を迎える場所として、「自宅を希望する」が5割以上であった。

以上から、老後や介護状況になっても今の家に住み続けることを希望している。そして、子供のいる人の場合、家などの不動産は子供が相続することと推察されるが、子どものいない未婚者はそのようにならない。中年になれば、疾患に罹患するリスクも高まり、心疾患や脳出血などによる突然死もあり得る。自宅で亡くなっていた場合の家の売却は難しいことや、「死人に口なし」という言葉通り、子供がいない未婚女性は、誰に不動産を受け渡すのかなどの点について明確にしておかなければならない。

例えば、知的障害・精神障害・認知症では成人後見人制度により、不動産の処理など老後のことは行ってくれるが、障害や認知症でない場合は、それが期待できない。国は「人生の最終段階における医療について家族と話し合う」よう進めてはいるものの、家の処分や処理問題に関して、明確には示していないことから、今は、「空き家問題」も生じている。

現段階として喫緊の課題ではないものの、いずれ迎えるであろう自身の老後の処理について、未婚であるが故に中年期から考えておかなければならない。それには、不動産処理や施設入居、墓じまいなどの知識の取得機会が必要であり、国をあげ、何歳くらいにはどのようなことを行えば良いかなど、具体的なアルゴリズムを示すことが重要であると考え

4. 本研究の限界と課題

今回の調査では縁故法による調査対象の抽出であったため、結果的に看護職が多く、多職種との未婚女性の相違が明確にならなかった。今後の研究上の課題としては、看護職以外の未婚女性はどのような福祉ニーズを抱えているのかを明らかにすることが残された。

5. 結論

1. 今回、6名中5名が看護職であった。その中で、社会保障制度として介護休暇の取得ができない、取得しづらい労働環境下の中で就労していることが明確になった。
2. 介護保険では賄いきれない介護費用を未婚女性が自身の貯蓄を減らし補っているなど経済的負担を担っていることが明確になった。
3. 育児についての改正点は多いが、介護に関する改正点は希薄である。
4. 未婚女性は産休育休を取得せず社会貢献しているが、それに対し、恩恵はない。
5. 自身も中年で健康問題が生じやすいため、経済面や親を介護してくれる社会資源と、自身の回りを支えてくれるサポートなど社会整備が必要である。
6. 不満【F：社会保障を期待しない】、【G：社会保障を当てにしない】に対するニーズが抽出されなかったことは、現在の社会保障などの施策の背後に何があるかを根本的に考える機会となった。
7. 老後の処理（不動産、施設入所、墓じまい）など準備が必要であり、それに対する教育機会が得られるよう国として整備が必要である。

謝辞

本研究を実施するにあたり、ご協力いただきました研究対象者に深く感謝申し上げます。

引用)

- 1) 国立社会保障・人口問題研究

<https://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2022.asp?chap=0>.

- 2) 藤森 克彦 中年未婚者の生活実態と老後への備えに関する分析—「単身世帯」と「親と同居する世帯」の比較— WEB Journal『年金研究』No. 15.
- 3) フェムテックとは？ 注目の理由、課題を基本からわかりやすく解説：【SDGs ACTION!】朝日新聞デジタル (asahi.com).
- 4) 社会保障とは何か (mhlw.go.jp).
- 5) <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/22/dl/1-02.pdf>
- 6) 厚労省 介護休暇について
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/.
- 7) 看護師の年齢階級別平均賃金（役職者含む）（月収換算）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/21/backdata/01-01-02-25.html>.
- 8) 育児・介護休業法のあらまし
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000355354.pdf>.
- 9) 2021 年 看護職員実態調査
<https://www.nurse.or.jp/nursing/home/publication/pdf/research/98.pdf>.
- 10) 令和 5 年 国民労働白書
<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/22/index.html>.
- 11) 令和 2 年度 厚生労働白書
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/19/dl/1-01.pdf>.
- 12) 鶴見 香織 未婚有業女性の自立した生き方がつむぐ新たな労働者像の萌芽 『現代女性とキャリア』第 13 号 (2021. 9).
- 13) 男女雇用機会均等法 厚労省
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087600.htmlmhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087600.html>.
- 14) 厚労省 児童扶養手当 父子家庭
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/dl/100526-1b.pdf>.
- 15) 分野別の政策一覧 厚労省
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/index.html>.
- 16) 若者が政治を変える!! - 日本労働組合総連合会
https://www.jtuc-rengo.or.jp/campaign/data/18sai_senkyoken_ver2.pdf?12.
- 17) 平成 28 年 国民労働白書
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/16/dl/1-02.pdf>.

Abstract

<Purpose>

To clarify the actual state of welfare needs of unmarried working women

<Method>

Seven unmarried women over the age of 50 were asked about their ① dissatisfaction with the current social security for single women. We requested a questionnaire survey regarding ② Needs and analyzed it qualitatively and inductively.

<Results and discussion>

[A: Financial difficulties due to nursing care] compensates for decreased income <e: Economic support>, [B: Weak financial security when caring for parents] compensates for expenses that cannot be covered by nursing care insurance Development of social security, <e: economic support>, <g: 1 horsepower follow-up system>, and for [C: difficulty in obtaining nursing care leave], realization of a nursing care leave system for nurses (a: (parents who have passed away)) <b: Establishment of leave other than nursing care leave (for nursing care)>, and <D: Lack of coverage for own health problems (unrelated to nursing care)>, to compensate for menopause and social isolation <d: Establishment of a security system for single people>, [E: Request for compensation commensurate with maternity and childcare leave], [G: Benefits from following up during maternity leave>, [F: Do not expect social security]. In [G: Don't rely on social security], it became clear that there was no expectation that national policy or systems would change. Additionally, there was a need for the government to create an opportunity for people to acquire knowledge on matters such as real estate disposal and cemetery closures.

<Keywords> Unmarried women, single women, social security system, social support

